

# 戸山地域・湯来地域活性化プランに基づく地域の自立的・持続的な取組促進業務 基本仕様書

## 1 業務名

戸山地域・湯来地域活性化プランに基づく地域の自立的・持続的な取組促進業務

## 2 業務の目的

地元住民や事業者が「戸山地域・湯来地域活性化プラン」（以下「活性化プラン」という。）に自立的・持続的に取り組めるよう、地域における実施体制の構築に向けた効果的な支援策を検討するためのモデル事業を行うとともに、協議や研修等をコーディネートする。

## 3 業務期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

## 4 業務内容

### (1) 地域の主体的な取組に対する支援策の検討

活性化プランに掲げる取組内容の中から一つ以上のモデル事業を選択し、地元住民や事業者を含めた実施体制を構築して実施するとともに、将来的に地元住民や事業者が自立して実施できるよう様々な支援策を講じ、その効果を検証する。

#### ア 支援策の効果検証内容・方法の決定

- (ア) 支援策及びその効果を検証するための内容及び方法については、モデル事業実施前に、発注者と協議して決定する。
- (イ) 検証内容・方法には、モデル事業への来客数、自己資金調達額、スタッフ数を取り上げることとし、参加者へのアンケートなども活用する。
- (ウ) 検証結果については、地元住民や事業者と共有し、意見を聴取すること。

#### イ 実施体制の構築

- (ア) 地域住民や事業者と共同し、実行組織を立ち上げるなどして、実施体制を構築する。
- (イ) 実行組織における事務局を務め、経費の収納、支払業務を担う。

#### ウ モデル事業の選定

次の点を踏まえて、地元住民及び事業者と協議して決定する。

- (ア) モデル事業は、地元住民や事業者が積極的に関わり、地域の魅力を向上させ、交流の拡大を目指す事業であること。
- (イ) モデル事業は、将来的な自走に向けて、地元住民や事業者が、協賛金、入場料、出店料、体験料及び物販代金等により、自己財源の確保が見込まれる事業であること。

#### エ モデル事業の実施

- (ア) モデル事業の実施に当たっては、受託者が主体となって事業を進めながら、地元住民や事業者が、モデル事業に積極的に関わることができるよう支援する。
  - (例) ・ 協賛金の募集に関する支援
  - ・ 出店者の募集及び出店に関する支援
  - ・ 集客及び広報に関する支援
  - ・ 町内会等の地元団体への周知及び協力依頼の支援
- (イ) モデル事業を実施する際の自己財源の目標額については、事業に必要な経費の5分の1程度を想定しているため、目標達成に向けて地元住民や事業者を支援する。
- (ウ) 受託者又は受託者が組織する実行組織が直接徴収する協賛金、入場料、出店料等を自己財源として見積もって収支計画を立てること。

(2) ランドオペレーション\*機能充実のための研修のコーディネート

戸山地域・湯来地域の魅力（温泉、宿泊、スポーツ、自然、文化、食など）に関わる地元住民や事業者を対象として、ランドオペレーション機能についての研修を実施して理解を深め、当該地域においてランドオペレーション機能が効果的に運営されるようにするための基礎をつくる。

※ 旅行業界において現地での観光等の手配や予約代行などを行う人や会社をランドオペレーターと呼んでおり、ここでは、両地域の観光案内及び各施設の予約代行等を行うことをランドオペレーションとする。

ア ランドオペレーション機能を充実させるための研修の実施

(ア) 活性化プランの趣旨に沿って、地域の魅力を向上させ、交流の拡大を目指す事業や行事に取り組んでいる地元住民や事業者を選定し、参加を要請する。

(イ) (ア)の地元住民や事業者に対し、次の研修を実施する。その際、必要に応じて、専門的な知見を有する講師を招聘する、時期を変更して複数回開催するなど、効果的な研修となるよう工夫すること。

- ・ ランドオペレーション機能やその効果について学ぶ基礎的な研修
- ・ 地元住民や事業者を対象にした都市住民向けの魅力づくりの研修
- ・ 地域の魅力を体験し、効果的な発信方法を学ぶ研修

(ウ) 研修会場の手配、事前打合せ、資料作成、移動手段の確保など、必要な準備を行う。

(エ) 当日は、進行など運営に関わる業務を担うとともに、魅力づくりについて参加者へ助言する。

イ ランドオペレーション機能充実に向けた成果と課題の把握

(ア) 参加者にアンケート等を実施して、ランドオペレーション機能充実に向けた成果及び課題を把握し、次年度以降の方向性について、9月末までに発注者に提案を行う。

(イ) 検証結果については、地元住民や事業者と共有し、意見を聴取する。

(3) SNS等を活用した戸山地域・湯来地域内外への情報発信

中山間地域の魅力の情報発信に強みをもつインフルエンサーを招聘し、SNSにより情報発信を行うことで、戸山地域・湯来地域における交流人口の増加と、地元住民と都市住民の交流の深化を図る。

ア インフルエンサーを活用したSNSによる情報発信

(ア) 日本国内での情報発信力が高く、次の条件を満たすインフルエンサーを1名以上選定する。

- ・ SNSのフォロワーが1万人以上又はターゲット層に対する訴求力があること。

※ ターゲット層に対する訴求力については、活性化プラン作成の経緯や地域の実態を踏まえ適切に設定すること。（例：子供をもつ親世代のフォロワーが2,000人など）

- ・ 中山間地域での自然体験や地域住民との交流を楽しみ、その様子を発信できること。
- ・ 戸山地域・湯来地域に関心があること。

(イ) 次のものを中心とした1泊2日程度の体験コースを企画し、選定したインフルエンサーを招聘して体験を実施する。実施回数は提案による。

- ・ 温泉とスポーツに関するもの
- ・ 自然・文化体験に関するもの
- ・ 食に関するもの
- ・ 地元住民との交流に関するもの

(ウ) 招聘したインフルエンサーが、体験等をもとに、戸山地域・湯来地域への交流人口の拡大と、地元住民と都市住民の交流の深化につながるよう、次の点に配慮して、地域の魅力をSNSに投稿する。投稿方法及び投稿回数等については提案によるものとする。

- ・ 投稿に当たっては、本市から委託を受けた事業に参加していることを明記するなど、ステルスマーケティングが疑われることがないように配慮すること。
- ・ 肖像権や著作権に配慮すること。
- (エ) 次の点から広報の効果を検証する。
  - ・ インフルエンサーが投稿した戸山地域・湯来地域に関わる内容の閲覧者数や、本業務実施後の来訪者数の変化についての事業者への聞き取りなどから、業務の効果について検証する。
  - ・ 検証結果については、地元住民や事業者と共有し、意見を聴取する。

#### イ 地域向け広報の充実

地元住民の理解及び協力を得るため、地域向け広報紙へのコラム掲載を実施するとともに、その他の広報手段については提案によるものとする。

#### (4) 地元住民や事業者による協議のコーディネート

活性化プランに掲げる取組推進のため、協議会等を計画的に開催・運営する。

### 5 履行場所

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課

ほか発注者が指定する場所

### 6 事業実施に当たっての基本的事項

- (1) 活性化プラン及び活性化プランの取組状況並びに地域の実情を把握し、地元住民や事業者の理解が得られるよう配慮して事業を実施すること。
- (2) 活性化プランに掲げる特定の「基本方針」や地域に偏らないよう配慮すること。
- (3) 本市担当課及び関係各課に対して、活性化プランの推進に関する助言を随時実施すること。
- (4) 「業務の内容」に関わって協議等を実施した際には、その都度、実施後10日以内に、協議等の結果をまとめた報告書を発注者に提出すること。

### 7 関係書類の提出

受託者は、本業務の実施に当たり、本仕様書の内容に基づき次の関係書類を作成し、提出するものとする。

#### (1) 実施計画

ア 受託者は、実施計画書を作成し、契約締結後10日以内に発注者に提出し、承認を受けなければならない。また、実施計画に変更が生じる場合は、事前に発注者の承認を得るものとする。

イ 実施計画書には、次に掲げる事項を記載すること。

- ・ 業務実施体制（担当者氏名、役割等）
- ・ 実施スケジュール
- ・ その他、業務実施に当たって必要な事項等で発注者が必要と認める事項

#### (2) 業務完了報告

ア 本業務の実施内容及び成果と課題の検証結果を業務完了報告書として取りまとめること。

イ 業務完了報告書は、印刷物2部及び電子データを作成し、契約期間内に本市へ提出すること。

## 8 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 受託者は、採択された提案書の内容に沿って業務を行うこととし、逸脱したものであってはならない。
- (2) 業務を効率的に行う上で必要と思われる部分については、あらかじめ本市の承認を受けた上で、他者に委託することができるものとする。ただし、本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり知り得た事項、業務内容及び成果等、関係する情報全てについて秘密を厳守し、発注者の了解を得ずして他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、本契約終了後も同様とする。
- (4) 受託者は、個人情報の保護に関する法律を遵守の上、個人情報の取扱いについては細心の注意を払うこと。また、本業務に従事する者については、事前に守秘義務の遵守を徹底すること。
- (5) 本業務は、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を活用した事業であるため、当該交付金に係る要綱等を遵守しなければならない。
  - ア 受託者は、会計帳簿等を事業終了後5年間保存するとともに、会計検査院の实地検査及びそれに類する検査に協力すること。
  - イ 本事業では、下記経費を委託事業費とすることはできない。
    - ・ 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの  
例) 各種事業の参加者（個別企業が参加者である場合を含む。）に対する旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費
    - ・ 施設や設備の整備費及び備品購入費
    - ・ 他の国庫補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費

## 9 その他

- (1) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は、全て発注者に帰属する。ただし、同一性保持権等、発注者に帰属することができない適切な理由がある場合で、事前に発注者の承諾を得たときはこの限りではない。この場合、発注者は当該許諾条件の範囲内で使用权を有するものとする。なお、成果物は1次利用及び2次利用ともに無償で使用できるようにすること。
- (2) 本業務の実施に際しては、参加者及び第三者等の安全確保等に配慮するとともに、参加者の補償及び第三者等に損害を与えた場合の損害賠償の履行に備え、傷害保険及び賠償責任保険等の保険に加入することとし、第三者に与えた損害は全て受託者の責任において処理するものとする。
- (3) 本業務の実施に係る経費は、受託者の負担とする。
- (4) 本業務に関わって、開催場所の使用許可や飲食販売等の許可が必要な場合は、受託者の責任において申請し、許可を得たうえで実施する。
- (5) 受託者は、業務の趣旨を十分考慮し、発注者と連絡及び協議を緊密にしながら業務を遂行するものとする。
- (6) 業務の充実に必要な内容として、独自の提案等があれば、発注者と協議の上実施することができる。
- (7) この仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、その都度、発注者及び受託者が協議の上、定めるものとし、協議後は受託者が協議録を作成し、発注者に提出するものとする。